

各種手続き書類の受付期間(提出期限) について

一般教育訓練給付制度の講座指定に関する各種手続き書類の受付期間(提出期限) は以下のとおりです。 期限を過ぎた場合の受付は一切行っていませんのでご留意下さい。

I 新規指定、再指定及び事前手続きを必要とする変更に関する手続き
(以下の①～⑧の変更) (平成 30 年 10 月 1 日指定分)

平成 30 年 4 月 3 日 (火) ～平成 30 年 5 月 14 日 (月) (消印有効)

- ①教育訓練施設の名称
- ②教育訓練講座の名称
- ③訓練期間及び総訓練時間
- ④教育訓練経費 (支払方法を含む)
- ⑤教育訓練目標
- ⑥入講時に設定する受講者要件
- ⑦修了認定基準
- ⑧開講月

軽微な変更に限ります。
(講座の同一性が認められるもの)

II 一般教育訓練の指定可否結果の通知

平成 30 年 8 月下旬から 9 月中旬にかけて順次発送します。

III 随時申し出る変更等に関する手続き (以下の①～⑩)

- ① 教室の追加
(不動産契約書等の手続きが完了し、教育訓練を行うための設備等が整った後提出することが必要)
- ② 教室で行う既指定講座の追加
- ③ カリキュラム (期間・時間等の変更を伴わない軽微な変更に限る)
- ④ 主任指導者
- ⑤ 教育訓練施設の所在地、電話番号
- ⑥ 教育訓練実施者の名称、所在地 (法人の合併、分割等は除く)、代表者氏名
- ⑦ 教室の名称、所在地、電話番号
- ⑧ 教育訓練施設と教室で行う施設事務の分担
- ⑨ 販売活動等管理責任者
- ⑩ 教育訓練経費の割引等の実施

随時申し出る変更等に関する手続きのうち、①～④は、厚生労働省による受理日を文書にて通知いたします。(但しシステムには 4 月、10 月に反映されます)。

⑤～⑩は、文書による通知は行いませんので、提出をもって変更等を受け付けたことといたします。また、指定講座等廃止届の提出も随時受け付けます。

IV 次回の提出受付

次回 (平成 31 年 4 月 1 日指定分) の受付は、平成 30 年 10 月中旬頃から 11 月中旬頃の予定です。詳細が決まり次第、厚生労働省のホームページ等にてお知らせします。

お問い合わせ先：厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
03-5253-1111 (内線 5390・5398)
中央職業能力開発協会能力開発支援部教育訓練支援課
03-6758-2828・2824・2825